

7月21日は

投票時間は  
午前7時～午後8時

# 参議院議員通常選挙の投票日です！

問／選挙管理委員会事務局 内2412 ☎463-2444

## 朝霞市で投票できる方

この選挙で投票できる方は、平成5年7月22日までに生まれた方で、平成25年4月3日までに朝霞市に転入届をして引き続き投票日まで居住している方です。すでに朝霞市の選挙人名簿に登録されている方で、平成25年3月21日以降に転出した方のうち、転出先の選挙人名簿に登録されていない場合は、朝霞市で投票することになります。

また、公職選挙法の改正により、今回の選挙から成年被後見人の方も投票できます。ただし、公民権停止中の方は投票できません。

## 市内で転居された方

平成25年6月18日以降に転居届をされた方は、前住所の投票所で投票してください（郵送する投票所入場券に記載してある投票所です）。

## 投票所入場券のはがきを郵送します

入場券は、世帯ごとに圧着はがきで郵送します。はがき表紙右下の部分からはがして開封してください。また、次

の点にご注意ください。  
① はがき1枚に世帯員4人まで連記してあります。

② はがきが湿っているときは、開封する前に十分乾かしてから丁寧にはがしてください。  
③ 投票するときは、あらかじめ入場券を切り離し、各自投票所にご持参ください。

④ 万一、入場券が届かない場合や紛失してしまった場合でも、選挙人名簿で登録が確認できれば投票できます。※投票所は、入場券に記載している投票所になりますので、ご確認をお願いします。

※入場券は、公示日（7月4日）前後に発送します。あて先不明などで届かないことのないよう、門や玄関に表札をお願いします。

それでも、届かない場合（住所移動など）や選挙権があるかどうかわからない場合は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

## 開票は即日開票です

日時／7月21日(日) 午後9時  
会場／総合体育館  
参観人／定員100人（朝霞市の選挙人名簿に登録されている方）

## 選挙人名簿の縦覧ができます

縦覧日時／7月4日(木) 午前8時30分～午後5時  
縦覧場所／選挙管理委員会事務局（市役所別館4階45番窓口）

## 選挙公報は新聞に折り込みます

候補者の政見などを掲載した選挙公報を新聞折り込みにより配布します。そのほか、市内の各公共施設や駅などにも備え置きます。

なお、選挙公報を入手できない方は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。7月12日(金)以降にお届けします。折り込み新聞名／朝日、読売、毎日、産経、日本経済、埼玉および東京新聞の7紙

## 点字投票・代理投票もできます

目の不自由な方には、点字器と点字投票用紙をご用意しています。また、自ら候補者の氏名を記載できない場合は代理投票もできますので、投票所の係員にお申し出ください。

## 公民館臨時休館のお知らせ

参議院議員通常選挙に伴い、次のとおり休館となります。

公民館名	7月20日(土)	7月21日(日)
内間木公民館		臨時休館
東朝霞公民館	臨時休館	通常の休館
西朝霞公民館		

## 選挙に関するホームページ

### 市ホームページ

パソコン <http://www.city.asaka.lg.jp/>

モバイル <http://www.city.asaka.lg.jp/mobile/>

### 埼玉県ホームページ

パソコン <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/t01/>

### 総務省ホームページ

パソコン [http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/index.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/index.html)

## 投票の順序

### ① 埼玉県選出議員選挙

1. 投票用紙を受け取る
2. 候補者の氏名を記載する
3. 投票する

### ② 比例代表選出議員選挙 ↓

1. 投票用紙を受け取る
2. 名簿登載者の氏名または名簿届出政党等の名称もしくは略称を記載する
3. 投票する

別表1 期日前投票の投票所、期間および時間

投票所	期間	時間
朝霞市役所（別館5階第5会議室） ※閉庁時も正面玄関から入場できます。	7月5日(金) ～ 20日(土)	午前8時30分～午後8時
朝霞台出張所（西弁財1-9-26） ※駐車台数が少ないため、車での来場はご遠慮ください。	※土・日曜日、 祝日も投票できます。	午前9時30分～午後7時30分

別表2 郵便等による不在者投票の対象者

身体障害者手帳所持者	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫、肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳所持者	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証保持者	要介護5	

別表3 郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

別表2の郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の障害のある方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する方）に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳所持者	上肢、視覚の障害	1級
戦傷病者手帳所持者	上肢、視覚の障害	特別項症～第2項症

朝霞台中央総合病院、朝霞病

お問い合せください。  
なお、市内の指定施設は、

②指定された施設（病院または老人ホーム等）で不在者投票を行う方法

他市区町村に滞在中の場合  
は、郵送で投票用紙等を請求  
する必要があります。なお、  
郵送に時間がかかりますので、  
早めに請求してください。  
※公示日（7月4日(木)）前  
でも請求できます。

①朝霞市以外の選挙管理委員  
会で行う方法

不在者投票をする場合

① 時間は別表1のとおりです。  
※各期日前投票所において宣誓書（兼請求書）を記入して  
いたしていますが、事前に  
市ホームページからダウンロードにより印刷し、必要事項  
を記入した宣誓書をお持ち  
いただくこともできます。

期日前投票・不在者投票をご利用ください

選挙期日（投票日当日）に、  
次のような理由等で投票所に行  
くことができない場合は、  
期日前投票や不在者投票がで  
きます。

期日前投票をする場合

期日前投票所、期間および

② 旅行やレジャーなどで投票  
区外に出かけるとき  
③ 病気やケガなどで歩くこと  
が困難なとき

インターネット等を利用した選挙運動ができます

公職選挙法の改正により、インターネット等を利用した選挙運動が今回の選挙からできるようになります。選挙運動ができる期間は、公示日（7月4日(木)）から投票日前日（7月20日(土)）までです。未成年者は、選挙運動をすることはできません。なお、インターネットを利用して投票することはできません。

①インターネット等を利用してできる主な選挙運動

・候補者、政党等、有権者が、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッター、フェイスブック等）を利用した選挙運動

※連絡ができる電子メールアドレス等を表示する義務があります。

・候補者、政党等が、電子メールを利用した選挙運動

※有権者は、候補者、政党等の電子メールアドレス等に自ら通知することにより、候補者、政党等の電子メールを受信することができるようになります。

※有権者は、候補者、政党等から受信した電子メールをほかの方に転送することはできません。

②インターネット等の選挙運動に伴う主な禁止行為

・ホームページや電子メール等を印刷して頒布する行為

・候補者に関し、虚偽の事項を公にし、または事実をゆがめて公にする行為

・氏名等を偽って通信する行為

・候補者等のウェブサイトを改ざんするなどの行為

院、朝光苑、内間木苑、塩味  
病院、ケアライフ朝霞、つつ  
じの郷、グリーンビレッジ朝  
霞台の8か所です。

③郵便等による不在者投票を  
行う方法

規定以上の障害（別表2・  
3参照）のある方もしくは  
「要介護5」の介護保険被保  
険者証をお持ちの方で、郵便  
等投票証明書を交付されてい

る方は、郵便による投票がで  
きます。  
※郵便等投票証明書をもち  
でない場合は、あらかじめ申  
請し、証明書の交付を受けて  
おく必要があります。手続き  
等の詳細は、お問い合わせく  
ださい。

請求期限／7月17日(水) 午後  
5時